

行橋市 下水道課

西泉調整池築造工事（4工区）

総括表						
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
工事費	1	式				
本工事費	1	式				
下水道工事（3）01	1	式				
合計						

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
下水道工事（3）01	1	式				
管理用道路	1	式			明 1 号	
進入道路	1	式			明 2 号	
安全費	1	式			明 3 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費（率化）	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

西泉調整池築造工事（4工区）

【 第 1 号 明細書 】 管理用道路							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
立入防止柵工	1	式			単 1 号		
コンクリート工	1	式			単 2 号		
計							

西泉調整池築造工事（4工区）

【 第 2 号 明細書 】							1 式 当り
進入道路							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
路盤工	1	式			単 3 号		
アスファルト舗装工	1	式			単 4 号		
路側工	1	式			単 5 号		
計							

西泉調整池築造工事（4工区）

【 第 3 号 明細書 】						
安全費						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
交通誘導警備員	1	式			単 6 号	
計						

西泉調整池築造工事（４工区）

【 第 １ 号 単価表 】						
立入防止柵工						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
基礎ブロック	1	式				
基礎ブロック(立入防止柵(フェンス)) 設置 □250*250*500	155	個			P 1 号	
基礎ブロック(立入防止柵(門扉))設置 □450*450*600	4	個			P 2 号	
立入防止柵 (フェンス)	1	式				
金網(フェンス)・支柱(立入防止柵) 設置	291	m			P 3 号	
立入防止柵 (門扉)	1	式				
大型引戸 (材工共) H2000*W6000 レール溶接・本体設置・ストッパー取付含	1	組				
両開戸 (材工共) H2000*W3000 本体設置・舟形落とし受付含む (忍び返し付)	2	組				
計						
単位当たり						

西泉調整池築造工事（4工区）

【 第 2 号 単価表 】 コンクリート工						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
張コンクリート工	1	式				
コンクリート打設工(防草コンクリート) 18-8-40(高炉)	60	m2			施 1 号	
型枠工(防草コンクリート)	24	m2			施 2 号	
計						
単位当たり						

西泉調整池築造工事（4工区）

【 第 3 号 単価表 】							1 式 当り
路盤工							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
路盤工	1	式					
不陸整正	53	m2			P 4 号		
下層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚200mm 1層施工	138	m2			P 5 号		
上層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚150mm 1層施工	138	m2			P 6 号		
計							
単位当たり							

西泉調整池築造工事（4工区）

【 第 4 号 単価表 】						
アスファルト舗装工						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
アスファルト舗装工	1	式				
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度アスコン(13)	192	m2			P 7 号	
計						
単位当たり						

西泉調整池築造工事（4工区）

【 第 5 号 単価表 】						
路側工						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
路側工	1	式				
地先境界ブロック 設置 A種(120×120×600) 養生工有	128	m			P 8 号	
計						
単位当たり						

西泉調整池築造工事（4工区）

【 第 6 号 単価表 】						
交通誘導警備員						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
交通誘導警備員	1	式				
交通誘導警備員B		人				
計						
単位当たり						

特記仕様書

工事に伴う補償について

工事の施工に伴って、第三者に及ぼした被害（以下「被害」という。）については、工事請負契約約款 28 条及び共通仕様書等によるところであるが、補償業務の公正かつ適正な処理のため、特に下記事項に留意されたい。

上記被害とは、工事施工中はもちろんのこと、工事完了後においても発生したものをいう。

1 被害の防止

請負者は、工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため最善の努力を払い、適切な処理を講じなければならない。

2 補償責任

第三者に及ぼした被害のうち、次の場合は、請負者が補償しなければならない。

- (1) 請負者が契約約款、設計図書、または市の指示事項に従わなかったことが原因となった場合。
- (2) 工事の施工につき、請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことが原因となった場合。
- (3) 請負者自らの責任で採用した工法が原因となった場合。
- (4) 不可避的に発生した被害の場合で軽微（請負金額の 100 分の 1 以内）なもの。
- (5) 不可避的に発生した被害の場合で現場管理費の中の補償費相当額（請負金額の 100 分の 1）に当るもの。

請負者は上記の補償を行った場合、補償の内容等を確認できる資料（写真、図面、領収書等）を作成し、監督員より指示があった場合はすみやかに提出しなければならない。

3 被害の申出、確認

- (1) 請負者は、第三者から被害の申出を受けた場合、申出者を確認するとともに直ちに監督員に報告しなければならない。
- (2) 請負者は、監督員の指示に従い、申出者立会のもと、被害状況の確認を行わなければならない。

4 応急処置

- (1) 請負者は、被害状況の確認の結果、被害の程度が日常生活に著しく支障をきたすと判断されるときは、すみやかに日常生活を継続しうるに足りる応急措置を講じなければならない。
- (2) 応急措置を行うか否かの判断、及び応急措置の内容については、監督員と協議しなければならない。
- (3) 応急措置に必要な費用は、原則として請負者の負担とする。

5 補償交渉等

請負者は補償交渉等に当っては、補償完了まで誠意をもって被害者に接し、その処理、解決に当らなければならない。

近接工事について

この工事が他に発生する同一工事区域内の工事、又は工事区域が近接する工事と工期が重複する場合で、同一業者が落札したときは契約締結後設計変更により共通仮設費、現場管理費、一般管理費を調整する。

埋設物の確認について

請負者は着手前に管網図を入手するなど、埋設物の確認を行い、損傷の無いように努めること。また、本市所有の上水道管については下水道工事に先立って切り廻し等を実施する場合があるため、常に最新の管網図であるかを監督員に確認すること。

上水道管の損傷については現地立会のうえ、負担割合について発注者、請負者双方で協議するものとする。

設計図書に指定された工事について

設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については、請負者において十分検討のうえ、設計図書により難い場合は監督員と協議するものとする。

請負者においても、本工事に対する施工技術検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し、提出するものとする。

工事の施工については、受注者の責任において実施するものとする。

本工事への制限

本工事の施工にあたり、一部の施工は農繁期を避けた期間とする。また、契約締結後工事着工までの現場の維持管理を行うこと。

他工事との調整

同一敷地内の他工事と工程、取り扱い及び安全管理等について、常に十分な調整を図らなければならない。近接工区の施工条件により、施工期間の制約が生じる可能性があるため、監督員の指示を従うこと。また仮設道路の使用については、共同で使用するが、発生した被害については原因者が補償するものとする。

安全対策について

農道を進入路として使用するため、通行者を優先とし、誘導員を配置するなどの安全対策をすること。また材料搬入などについては住宅地横の搬入となるため、徐行を行うなど、騒音、振動への対策をとること。

高圧送電線対策について

高圧送電線近接施工にあたり、施工方法、監視員の配置等について関係機関に確認をとり、協議結果をもとに安全対策をとること。

起工測量について

本工事は農地（民地）に隣接した箇所に構造物を築造するため、貸与する用地測量結果を基に工事着手前に必ず起工測量を実施し、その結果を報告すること。この場合、設計図書と異なる場合は、必要に応じて監督員と協議すること。